

九州大学病院関連病院長会議会則

(名称)

第1条 本会は、九州大学病院関連病院長会議と称する。

(目的)

第2条 本会は、九州大学病院関連病院、九州大学医学部、医学研究院及び九州大学病院の発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 九州大学病院関連病院及び九州大学病院（九州大学病院別府病院を含む。）間の連携を密にして人事の交流を円滑にし、関連病院との相互の医療レベルを発展させるために協議を行う。
- (2) 九州大学病院関連病院及び九州大学病院における卒後臨床研修の相互の充実を図る。
- (3) 会員相互の親睦を深め、新時代に即応した情報の交換を行う。
- (4) 福岡医学会、九州大学医学部同窓会と連携し、九州大学の医学・医療の向上に必要な事業を行う。

(会員)

第3条 本会は、次の会員で組織する。

- (1) 出身大学とは関係なく、九州大学医学部及び医学研究院並びに九州大学病院と密接な関連を有し、本会の主旨に賛同する病院の院長
- (2) 九州大学医学部及び医学研究院並びに九州大学病院の臨床医学系教授
- (3) その他、本会役員会において推薦された者

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 会長は、本会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 理事は、会長を補佐し、会務を処理する。

5 監事は、会務を監査する。

(役員を選出及び任期)

第5条 会長は、九州大学病院長をもって充てる。

2 副会長の1名は、原則として臨床系の研究院長又は副研究院長とし、他の2名は役員会において互選するものとする。

3 理事は、会員のうちから会長が委嘱する。選出にあたり第3条第1号の会員のうち、地域及び病院の規模などを考慮するものとする。

4 監事は、会員のうちから会長が委嘱する。

5 官職指定以外の役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補充によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第6条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、本会と関係ある学識経験者の中から役員会の議を経て推薦し、会長が委嘱する。

2 顧問は、役員会に出席して意見を述べるができる。ただし、議決に加わることはできない。

(会議)

第7条 本会は、原則として年2回定例総会を開くものとする。また必要に応じて臨時総会を開くことができる。

2 本会役員会は、原則として年4回定例役員会を開くものとし、本会事業のほか入会、退会、除名等について審議を行う。その他必要に応じて会長が招集することができる。

(会計)

第8条 本会の会計は、会費その他の収入をもってこれに充て、年1回役員会及び定例総会において会計報告を行う。

2 会費は年額30,000円とし、会議費、交通連絡費、その他必要と認められる費用に充てる。

3 会計は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務)

第9条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、九州大学病院総務課内に置く。

(会則の改正)

第10条 会則の改正は、役員会の議を経て、総会で決定する。

(補則)

第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年3月19日から施行する。